

地下水揚水規制の見直しについて

○ 改正の内容

(旧) 揚水機の出力300ワットを超える揚水施設を対象

(新) 全ての揚水施設を対象()

一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは、これまで通り揚水機の出力300ワットを超える揚水施設のみ対象

○ 改正の趣旨

小出力ポンプ(出力300ワット以下の揚水機)は、一般家庭における生活用として少量の揚水に使用されてきたことから、これまで条例規制の対象外としてきましたが、近年、ポンプの省エネ化や能力向上が進み、条例規制基準である日量10m³を超える揚水が可能な小出力ポンプが流通するようになってきました。

そこで、出力による規制対象の線引きを撤廃し、揚水規制の適正化を図ります。

○ 改正規則の施行日

平成28年7月1日施行(平成28年3月24日改正)

○ よくあるご質問

Q. 手押しのポンプも規制対象になりますか？

A. 動力を用いて揚水するものに限るため、手押しポンプはこれまで通り規制対象外です。

Q. すでに設置されているポンプも規制対象になりますか？

A. 本改正では新設する小出力ポンプのみを対象としており、既設の小出力ポンプはこれまで通り規制対象外です。また、ポンプや用途を変更する場合は規制対象となる可能性もあるため、下記窓口へご相談ください。

Q. 家庭で生活用に使うため、小出力ポンプの設置を考えています。届出は必要ですか？

A. 一戸建ての住宅で家事用のみに使用する小出力ポンプは、規制対象外のため届出不要です。家事用とは、家庭で使用する、冷暖房用、飲食物の調理用、水洗便所用、洗濯・風呂用、自家用自動車の洗車、庭への散水等を指します。

ただし、住宅が事業所や店舗を兼ねている場合は、家事用と事業用の利用が明確でないことから、事業用として規制対象となります。また、集合住宅は世帯数や共用部の使用量により、一戸建て住宅に比べ揚水量が多いことから、規制対象となります。

届出が必要か分からない場合は、下記窓口へご相談ください。

問合せ

練馬区 環境部 環境課 環境規制係

: 03-5984-4712 (直通)

地下水揚水規制について

～ 井戸の掘削を検討されている方へ～

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づき、井戸を掘削する時は、原則全ての揚水施設()が、規制の対象となります。

具体的には「構造基準・揚水規制」の遵守、「届出・揚水量報告」の義務が課せられます。

環境確保条例施行規則が改正され、平成28年7月1日から、小出力ポンプ(300ワット以下の揚水機)も対象となり、規制の対象が拡大されます。なお、一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは、これまで通り揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設のみ対象となります。詳しくは、4ページ「地下水揚水規制の見直しについて」をご覧ください。

井戸の掘削に関する規制は、都内の地盤沈下の防止と地下水の回復を目的としています。また、地下水汚染が懸念されるため、井戸水の飲用を目的とした新設は勧めておりません。井戸の掘削は、事前にご相談ください。

平成28年7月

練馬区 環境部 環境課

井戸に関する許可・届出

【環境確保条例】

工場、指定作業場、およびその他の井戸

非常災害用：広域避難場所等において、非常時の使用を目的に設置する井戸のため、維持管理の為の揚水（毎月1回1時間程度）以外には使用できません。

公益用：自然環境の回復や保全等への利用が、これにあたります。

上記の施設については、条例上の届出が必要になり、地下水の揚水量を毎年、区へ報告する義務があります。

条例の施行前に既設であった井戸に関しても、既設届が必要となります。

その他、必要に応じ、変更届・氏名等変更届・廃止届の届出をお願いします。

【法律】

工業用水法：多摩地域は、工業用水の供給を受けていないので、指定地域外です。

ビル用水法（建築物用地下水の採取に関する法律）：

吐出口断面積が6cm²を超える冷暖房設備・水洗便所・浴室床面積の合計が150m²を超える公衆浴場・自動車車庫に付設の洗車設備（ガソリンスタンドの洗車設備は該当しません） 東京都環境局の許可が必要です。

温泉法：東京都環境局の許可が必要です。

これらの施設についても、条例の届出が必要となります。

構造基準等

		吐出口断面積	ストレーナの位置	揚水機出力	揚水量の制限
ビル用水法	環境確保条例	6cm ² 以下	制限なし	2.2kw以下	平均：10m ³ /日以下 最大：20m ³ /日以下
		6cm ² を超え 21cm ² 以下	550m以深		
		21cm ² を超える	設置禁止		

吐出口断面積：地下水を揚水するための揚水機の吐出口断面積になります。

（吐出口が2つ以上ある時は、すべての吐出口断面積の合計になります）

ストレーナの位置は、地下水を取り入れる部分とと考えてください。

揚水機出力：揚水機のモーターの出力です（カタログ等を参照してください）。

井戸の掘換えについては、上記の基準に適合させる必要があります。

他に、井戸の設置場所は、敷地境界から2m以上離れている必要があります。

非常災害用、公益用の揚水施設は、上記構造基準等の適用を除外しています。

ただし、地盤沈下防止という条例の目的に適合したものでなければなりません。

井戸掘削（揚水施設の設置）の手順

《環境確保条例に関する掘削の流れ》

設置井戸の仕様を確認（井戸深さ、揚水機出力、吐出口断面積、用途など）

非常災害用、公益用

工場・指定作業場

その他の井戸

以外

構造基準等を満足

一戸建て住宅で家事用のみに使用する場合（揚水機の出力が300ワット以下）など（ ）

区へ設置届出書を提出

届出不要
（規制対象外）

東京都「雨水浸透指針」に基づく措置

参照：東京都環境局ホームページ
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/water/groundwater/index.html>

井戸掘削（揚水施設の設置）

ポンプ等の設置時に、区が検査・確認を行います。

地下水揚水量報告書の提出（毎年1回）

水量測定器を設置し、揚水量を記録してください。
毎年1回、区へ揚水量の報告をお願いします。